

# 令和7年度 琴平町高齢者用インフルエンザ定期接種実施要領

(琴平・まんのう町内実施医療機関用)

- ① 町は対象者には広報等で周知する。  
(60歳～65歳未満④の②)に該当する者には案内を個別送付する。)
- ② 町は町指定医療機関に対し、下記の書類を送付する。
  - 一、インフルエンザ予防接種実施要領 一部 (以下、「インフルエンザ」は略す。)
  - 二、予防接種予診票、説明書、予防接種済証
  - 三、請求書及び請求明細書
- ③ 実施期間 令和7年10月1日から令和8年3月31日 (休診日を除く)
- ④ 今年度の定期接種の対象者(接種料の公費一部助成対象者)  
町内に住所を有する者のうち下記①②に該当する者
  - (1) 65歳以上の方(接種日現在)
  - (2) 60歳以上65歳未満で、心臓・腎臓・又は呼吸器の機能に自己の身の日常生活活動が極度に制限される程度の障害を有する者及び、ヒト免疫不全ウイルスにより免疫の機能に日常生活がほとんど不可能な程度の障害を有する者 (身体障害者手帳1・2級程度)
- ④ 希望者はマイナ保険証または資格確認書を持参し、医療機関で接種を受ける。
- ⑤ 公費助成回数は年度内1回とする。
- ⑥ 医療機関は、マイナ保険証または資格確認書により本人確認を行う。説明書を渡し、予診票の記入内容を確認後、接種を行う。  
接種後に本人に対し琴平町の予防接種済証を発行する。  
(Lot No は、ワクチンに添付されているシールでよい。)
- ⑧ 接種料金：5,100円 (ワクチン代、税込み)
- ⑨ 自己負担：1,000円  
生活保護世帯及び町民税非課税世帯の者 (定期接種対象者に限る)：無料(ただし自己負担金免除申請が必要)
- ⑩ 自己負担金免除申請の方法  
令和7年度定期接種の対象者のうち生活保護世帯及び町民税非課税世帯の者は、下記のいずれかの方法で自己負担金免除の申請をする。
  - ① 事前に町に費用免除申請を行い、町は予防接種費用免除承認書を発行。  
予防接種費用免除承認書を本人または家族等が医療機関に提出する。
  - ② 介護保険料に関する通知書の2ページ目(非課税世帯であることが記載されたもの)を本人または家族等がコピーし、医療機関に提出する。  
※介護保険料に関する通知書は毎年7月に送付される。今年度の通知書を使用する。  
医療機関は提出された介護保険料に関する通知書のコピーで下記内容を確認したうえで、費用免除を行う。  
【確認内容】
    - ・氏名
    - ・年度
    - ・町民税非課税世帯であること

- ③ 介護保険負担限度額認定証（有効期限内のもの）を本人または家族等がコピーし、医療機関に提出する。

接種後に予防接種費用免除承認書または介護保険料に関する通知書の2ページ目(非課税世帯であることが記載されたもの)のコピーまたは介護保険負担限度額認定証のコピーを提出した場合、接種者へ自己負担金を戻し、町へ自己負担返戻分の請求をする。

- ⑪ 接種できなかった者への診察料：1,790円  
接種対象者が健康不良で予診の結果、接種できなかった場合は、予診票を添付して町に請求するものとする。
- ⑫ 医療機関は、1ヶ月単位で請求書及び請求明細書に予診票を添付して、翌月10日までに町へ請求する。
- ⑬ 町は請求を受理した時は、内容を確認後40日以内に支払うものとする。
- ⑭ その他必要事項は、その都度、協議して決める。